

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 6 8 号

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年長浜市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 2 第 2 項中「家庭支援休暇」の次に「（条例第 1 5 条第 2 項第 1 号に規定する場合に限る。）」を加え、「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間（」を「4 時間（当該家庭支援休暇と要介護者を異にする）」に改める。

第 1 6 条の 3 第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「規定による部分休業」を「規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業」に、「日については、当該」を「日の介護時間については、1 日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第 2 9 条を第 3 0 条とし、第 2 8 条を第 2 9 条とし、第 6 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（条例第 1 7 条の 2 第 2 項の規則で定める期間）

第 2 8 条 条例第 1 7 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が 1 歳 1 1 か月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。